

広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法

(昭和46年7月 2日公正取引委員会告示第34号)

廃止 平成18年4月27日公正取引委員会告示第 9号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第七項の規定により、広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法を次のように指定し、昭和四十六年九月一日から施行する。

広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法

別表（一）に掲げる商品の生産（新聞、書籍、雑誌、レコード及び録音テープにあつては、発行）をする事業者若しくはこれらの商品の販売をする事業者又は別表（二）に掲げる事業を営む者が、顧客を誘引する手段として、広告において、一般消費者に対し、次に掲げる方法により特定の者を選び、これに正常な商慣習に照らして過大な金銭、物品その他の経済上の利益（不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条に規定する景品類に該当するものを除く。）を提供する旨を申し出ること。

一 次の行為をすることを求め、くじの方法又はその内容の正誤若しくは優劣により選ぶこと。

イ 当該事業者の定める様式により氏名、住所、職業等を回答すること。

ロ 応募の際一般には明らかでない事実についての予想若しくは推測の募集に応ずること。

ハ 趣味、娯楽、教養等に関する問題の解答の募集に応ずること。

ニ キャッチフレーズ、商品名、感想文等の募集に応ずること。

ホ 演技その他特定の行為をすること。

二 当該事業者の定める一定の基準に該当することを条件として選ぶこと。

別表（一）

食料品	肉製品、酪農製品、調味料、砂糖、菓子類、冷凍食品、清涼飲料、酒類その他の製造食品及び飲料
衣料品	下着、洋服、ワイシャツ、靴下、帽子その他の衣服
身のまわり品	ハンカチ、えり飾り、ハンドバック、かさ、はきもの、眼鏡、化粧用小物用具その他の身のまわり品
家庭用品	家庭用繊維製品、家具、台所用品、食卓用品、ミシン、暖房器具、家庭用衛生設備用品、家庭用電気器具その他の家庭用器具
医薬品、化粧品	医薬品、医薬部外品、医療機械器具、化粧品、歯みがき、石けん及び家

等	庭用化学製品
書籍、雑誌、レコード等	新聞、雑誌、書籍、レコード及び録音テープ
乗用自動車、自転車等	乗用自動車、二輪自動車、自転車、自動車用タイヤ
雑貨	文具、紙製品、事務用具、家庭用計量器、時計、一般用光学機械器具、写真感光材料、娯楽用品、玩具、運動競技用品、楽器、自動車用石油製品及び家庭用燃料

別表（二）

卸売業、小売業	飲食店
金融、保険業	銀行・信託業、農林水産金融業、中小商工、庶民・住宅金融業、証券業、商品取引業、保険業
不動産業	不動産賃貸業（貸家業を除く。）、貸家業、建売業・土地売買業及び不動産代理業・仲介業
運輸通信業	民営鉄道業、民営旅客自動車運送業、水運業、航空運輸業及び旅行あつせん業
サービス業	旅館、洗濯業、理髪・理容業、浴場業、結婚式場、映画業及び娯楽業（映画業を除く。）

備考 別表（二）に掲げる業種の分類は、日本標準産業分類による。